

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成25年6月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成25年6月27日(木曜日)

午前10時0分開議

午後0時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補
正予算（第2号）

議案第18号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第19号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第20号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 平成24年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についての
うち

報告第17号 専決処分の報告について

報告第20号 家庭教育支援の推進に関する
施策の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

出席委員

(8人)

委員長 高野洋介
副委員長 九谷高弘
委員 山本秀久
委員 早川英明
委員 荒木章博
委員 松田三郎
委員 鎌田聡
委員 前田憲秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一
教育理事 柳田幸子
総括審議員兼教育指導局長 瀬口春一
教育総務局長 柳田誠喜
教育政策課長 能登哲也
学校人事課長 山本國雄
社会教育課長 石川仙太郎
文化課長 小田信也
施設課長 清原一彦
高校教育課長 上川幸俊
政策監兼高校整備推進室長 田村真一
義務教育課長 緒方明治
特別支援教育課長 高橋次郎
人権同和教育課長 池田一也
体育保健課長 平田浩一

警察本部

本部長 西郷正実
警務部長 黒岩操
生活安全部長 浦次省三
刑事部長 浦田潔
交通部長 木庭強
警備部長 吹原直也
首席監察官 吉長立志
参事官兼警務課長 福田泰三
参事官兼会計課長 牧野一矢
理事官兼総務課長 奥田隆久
理事官兼監察課長 村上文明
参事官兼生活安全企画課長 甲斐利美
参事官兼刑事企画課長 林修一
参事官兼交通企画課長 高山広行
理事官兼交通規制課長 安武秀則
参事官兼警備第一課長 佐藤正泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小夏香

政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午前10時0分開議

○高野洋介委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから第3回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

警察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、説明を行われる際は、着席のままです。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

まず初めに、西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 おはようございます。

委員の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたり、格別な御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして心からお礼を申し上げます。

また、高野委員長におかれましては、交通機動隊安全運転競技大会へ御臨席をいただき、また、委員の皆様方には、熊本東警察署等複合施設の御視察及び機動隊の訓練の御視察をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

特に、熊本東警察署等複合施設に関しましては、7月16日から運用を開始する予定でありまして、これまでの県議会の皆様方の多大なる御理解と御支援に対し、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、県警察の推進する治安対策、安全・安心くまもと実現計画2012の5月末の推進状況につきましては、交通事故の死者数が増加をしておりますが、犯罪の抑止及び犯罪の検挙におきましては、一定の成果をおさめてい

ると考えております。

また、本年10月に開催されます第33回全国豊かな海づくり大会に関しましては、その万全を期すため、組織の総力を挙げた各種事前対策を推進しているところであります。

実現計画の最終年となります本年は、その基本目標達成という成果が求められておられ、引き続き、職員一丸となって、県民の期待と信頼に応えることができるよう力強く警察活動を推進してまいり所存でありますので、委員の皆様方には、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案をしております3件の議案について御説明をいたします。

第1号議案は、平成25年度熊本県一般会計補正予算についてであります。これは、水銀条約外交会議警備対策事業と国の緊急経済対策に伴い創設された基金活用事業につきまして、総額4億9,566万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

報告第1号は、平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。これは、国の緊急経済対策に伴う交通安全施設等整備費など、6,255万6,243円の繰越明許費の報告を行うものであります。

報告第17号は、専決した6件の交通事故の和解についての報告に関するものであります。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○牧野会計課長 それでは、予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料に基づいて御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1号議案平成25年度熊本県一般会計補正予算(第2号)の警察費についてでございます。

まず、警察費の補正額をごらんください。1,172万6,000円の増額をお願いしております。これは、本年10月に本県で開催予定の水銀に関する水俣条約外交会議の安全かつ円滑な運営に向けた警備対策の経費でございます。主な内容は、現地調査のための旅費、車両燃料費、消耗品費、印刷製本費、警備配置図作成システムのリース費、レンタカー借り上げ料等でございます。

次に、警察施設費の補正額をごらんください。1億9,047万円の増額をお願いしております。これは、警察施設整備費として警察施設の整備、更新を行うもので、今回は、熊本県地域の元気基金を活用しまして、老朽化した天草警察署志岐交番の新築、同じく、老朽化した天草警察署管内の広瀬職員宿舎の新築、同じく、老朽化した人吉警察署の一武駐在所と木上駐在所の合併、新築に向けたところの用地購入、熊本北警察署に設置された非常用発電設備の改修を行うための経費でございます。

このうち、熊本北警察署の非常用発電設備の改修についてでございますけれども、現在の発電装置は警察署前の地下に設置されておりまして、また、設置後23年を経過して老朽化が進んでおります。白川の氾濫を想定した熊本市作成のハザードマップによりますと、同警察署は1ないし2メートルの浸水が想定されているため、水害時に発電機が浸水しないよう設置箇所を屋外の高い位置に移すとともに、より発電量の大きな新たな発電設備を整備するものでございます。

次に、警察活動費の補正額をごらんください。2億9,346万7,000円の増額をお願いしております。

説明欄1の生活安全警察運営費294万円は、インターネットを悪用した犯罪や高齢者を狙った悪質事業者による特定商取引などの被害を防止するため、広報啓発用のクリアファイルを製作する経費でございます。なお、

本事業は、熊本県消費者行政活性化基金を活用した事業でございます。

説明欄2の交通安全施設費2億9,052万7,000円は、安全で円滑な交通環境を確立するため、信号機や信号機電源付加装置、この信号機電源付加装置といえますのは、信号機の非常用電源としての蓄電池と発電機でございます。こうした交通安全施設等の整備充実に必要な経費でございます。

今回は、熊本県地域の元気基金を活用しまして、信号灯器のLED化57カ所、老朽化した信号制御機の更新50カ所、災害対策として、信号機電源付加装置27カ所の整備を行う予定でございます。

以上のとおり、平成25年度6月補正の予算総額は4億9,566万3,000円となりまして、増額補正後の平成25年度警察費歳出予算総額は398億2,237万9,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

報告第1号平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、警察業務管理基本経費で37万9,743円の繰り越しを行っております。これは、平成24年度に購入予定でありました競技用拳銃、通称センターファイヤーピストルと申しておりますけれども、これにつきまして、製造元であるドイツの武器輸出許可手続に関する法律が本年1月に急遽改正されまして、これまで輸出許可に2月を要していたものが、3カ月以上を要することとなりましたことから、平成25年度へ繰り越しを行ったものでございます。なお、当該拳銃につきましては、現在、ドイツ税関において、輸出許可待ちの状況でございます。

次に、交通安全施設等整備費、これは補助事業としての事業でございますけれども、5,048万2,000円の繰り越しを行っております。これは、平成24年度12月補正予算及び2月補正予算で国の緊急経済対策事業として決議さ

れました交通安全施設等整備の設計、工事に時間を要し、平成24年度内の工事完了が不可能でありますことから、平成25年度へ繰り越しを行ったものでございます。

次に、単独事業としての交通安全施設等整備費1,169万4,500円の繰り越しを行っております。これは、ただいま説明しました補助事業の継ぎ足し事業でございまして、補助事業と同様の理由により平成25年度に繰り越しを行ったものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○吉長首席監察官 報告第17号議案専決処分について御報告いたします。

資料は、3ページから5ページになります。

この専決処分の報告は、県警察の公用車事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関する6件でございます。

それぞれの事故の概要につきましては、3ページに記載させていただいておりますとおりでありまして、番号の1、3、5、6につきましては、緊急あるいは通常走行中の安全不確認による事故4件、番号の2、4は、降車する際の停止措置不十分による事故2件のいずれも物損事故でございまして、それぞれ任意保険で対応させていただいております。

今回御報告させていただきました6件中、県警察側の過失が大きいと認められる事故は4件でありましたが、本年5月末現在の発生件数28件中、これは昨年と同数でございますが、有責事故が13件と、前年同期比でマイナス8件、大幅に減少しているところであります。県警察では、昨年3月から取り組んでおります公用車事故防止総合プランを検証しつつ、さらなる事故防止に取り組んでまいり所存でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で付託議案等に関する警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

質疑はありませんか。

○荒木章博委員 委員長、運営の仕方なんですけれども、例えば、警察にかかわり、教育委員会にかかわることありますね。そしたら、もう要するに警察は警察だけということでは先般話がありましたでしょう。そうなれば、同じことをまた聞いていいんですか、そのかかわることについては。

○高野洋介委員長 警察にかかわることは警察に聞かれますよね。で、教育委員会にかかわることは教育委員会に……。

○荒木章博委員 だから、教育委員会に聞けばいい、同じことでも聞いていいわけですね。聞かなければ、ちょっと困るからですね、同じことであっても。——わかりました。

なら、聞いていいですか。

○高野洋介委員長 荒木委員、どうぞ。

○荒木章博委員 じゃあ、1つ、1ページの交通安全の信号というのは、かなり地域から要望が出ているというふうに思うんですね。そういった中で、どのくらいの要望があつて、どのくらいのパーセンテージで進んでいかれ、また、県警としてはどのくらいの今後取り組みが必要なのか、そういったところをちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、特にまた、緊急を要するものやらあると思うんですね。

○木庭交通部長 信号機の新設の要望と設置の関係でございますけれども、例年、やっぱり要望としましては警察本部のほうに届けられる、これは各署が受け付けて、その上で、各署としても、信号機の設置の必要性を若干なりとも認めて警察本部のほうに要望してくるのが、大体例年100基でございます。去年、24年で申しますと、要望数は116基、ことしの要望ももう既に受けておりますけれども、109基という状況でございます。それに対しまして、去年の設置が10基、ことしは12基を予定しております。去年が、要望に対する設置整備率ということでありまして8.6%、ことしが11.0%ということであります。

確かに、信号機につきましては要望も強いということで積極的な設置を進めていかなければならないところでありますけれども、いかんせん、いろんな、現在既に設置済みの老朽した信号機の更新等々もありますし、そういうのも全体的に踏まえまして、特に新設道路あたりで真に必要な信号機につきましては、これは、今現在では、感触でありますけれども、手当てできていると。それ以外でも、十分とは言えませんけれども、若干……。ただ、やはり地元からしますと非常に要望が高いですので、今後とも、今回も地域の元気基金というのをお願いしておりますけれども、当初予算以外で、いろんな形でそういう予算をお願いしまして、そういった県民の期待にぜひとも応えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○荒木章博委員 よくわかりましたけれども、ここに今言われたように10基と12基と、本年度は12基ということで、今言われたように老朽化しているところも、やっぱりこれはどうしてもかえていかな——県下には何千基という信号機あるわけですけれども、その割合というのは今度の場合は——できれば、新

しいものが何基、古いのを新たにかえていくのが何基と、そういうふうにならぬとお話をいただければ助かりますけれども。また、この予算の中に、古いもの、老朽化したのをかえていくというところ、その割合はどうか。

○木庭交通部長 今申しました、去年が10基、ことしが12基というのは、これはあくまでも全くの新規でございます。

○荒木章博委員 新規だけで。

○木庭交通部長 はい。今回制御機更新ということで50要望しておりますけれども、これは、あくまでも現在の既設の信号機の老朽化した制御機の更新ということで、これは更新であります。

制御機につきましても、一応19年が一つの耐用年数のめどということで更新するようにしておりますけれども、現時点で見ますと、この19年を経過した信号機、県下で2,784基信号機がありますけれども、650基ほどあります。23.3%ということですね。その中から制御機の更新を、古いやつをもちろん優先して更新しているところでありまして、そういう状況の中で、新設は、先ほど申しましたように、去年10基、ことし12基ということでやっております。

○荒木章博委員 先ほどの話でも、新設のどんな道路についても大体補充ができているということで、また、かなりやっぱり道路の整備というのも進んでおりますので、やっぱり新たなる事故、災害被害を受けた場所、そこあたりも、やっぱり実際12基で足るのかなというのが——もちろん予算要求は本庁のほうとかけ合わなければいけません。やっぱりこういった状況を踏まえて、財政のほうともよく話をさせていただいて、積極的に——この信号

というのは、信号機によっては渋滞を招くとか、トンネルを抜けて信号機はつけないとか、いろんな条件等はあるのはわかるんですけども、かなり県民から、市町村からの要望も、やっぱり100基以上超していくという要望が上がっているということに、それに実際今パーセントで言うと8.6とか11.0とか言われておりますので、実際それで本当に補っていけるのかなと。安心、安全なまちづくりの中で、この信号、やっぱり高齢化社会ですので、横断とか高架橋の問題等の取り上げとか、そういったところで、今後の再度取り組みは、実際これで本当に、8.6、11.0ぐらいで賄っていけるのかなと、やっぱり強い要望はあっていないのかなと、そういうところはいかがなものでしょうか。

○木庭交通部長 御指摘のとおり、要望の中でお応えできない箇所が大多数でございますので、非常に苦慮しているところでございますけれども、今回も、先ほど申しましたように、当初以外のこういった特別な予算をお願いしたところ、こういう形で審議にかけていただきましたので、また、なかなか当初でも厳しいところはあると思いますので、今後とも、こういった補正、あるいは経済対策ありましたらいろんな形でお願いしまして、その中でやはり更新もやっていく、そして少しでも、1基でも2基でも、やっぱり県民の方の要望に応えられるように努力していきたいと思っておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

○荒木章博委員 非常にいろんな、交通部長におかれては、その対応というのは非常に敏速にされておりますし、先般、いろんな事故、学校の先生が横断中の子供を助けるべく横断歩道で旗を振っていたところに過失があって、その先生が入院をしなきゃいけないということの対応の中でも、早々に、学校あた

りとも、また、その道路管理者である熊本市あたりとも話し合いをしていただいて対応されていると。信号機があったからいいとか悪いとかということじゃなくて、一つのドライバーのモラルの低下、ここあたりが一番こういう事故を招く、また、それを目撃する子供たちには、かなりのやっぱり衝撃を、先生が横断歩道を渡る、横断をさせている途中でそういう事故に遭うと。これはもうドライバーの、これは過失は当然ですけども、そういった中で、交通部長におかれては、早急にいろんな機関とも対応していただいて、この場をかりまして、PTAや学校あたりが非常に感謝しております。そういう対応の仕方、こういうことも、一つの信号だけではなくて、対応の仕方に心から感謝申し上げたいと非常に思っております。以上で終わります。

○鎌田聡委員 警察施設整備費の中で非常用発電設備改修ということで、北警察署が白川の水害の関係で浸水のおそれがあるということで改修ということで上がっておりますけれども、実際、昨年浸水した阿蘇警察署の発電設備あたりはどういうふうになっているのでしょうか。

○牧野会計課長 昨年は、特に、浸水をいたしましたけれども、発電装置の機能には特段支障がなかったというふうに報告受けております。

○鎌田聡委員 じゃあ、特にこの北署のやつは、何か上のほうに上げるというふうな話じゃなかったかと思うんですけども、改修して。じゃなくて。

○牧野会計課長 北署ですか。

○鎌田聡委員 今回提案されているのは。

○牧野会計課長 熊本北警察署は、現在、先ほど説明しましたとおり、地下にごさいます、ちょっと場所的には、ちょうど北署に入りますと、地下のスロープで地下の駐車場に入る部分がございます。この裏側に約2メートルぐらいの設置台を設けまして、その上に大体200キロワットぐらいの発電量がございませぬ発電機を設置しようという計画でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、阿蘇警察署は、場所的にも問題なくて、設置場所もですな、去年も問題なかったという理解でよろしいんですかね。

○牧野会計課長 特段今のところ問題はなかったというふうに認識しております。

○鎌田聡委員 ちょっとその辺が心配になりましたので、実際つかったところの設備がどうなのかということに心配いたしておりましたが、そういう状況であればよろしいですけれども、ほかのところも含めて、そういった不測の事態に備えた対応というのは必要になってくるというふうに思いますので、ぜひ全署的に対応をしていただきたいなと思います。

以上です。

○松田三郎委員 1点確認と1点質問、先ほどの荒木委員の質問に関連ですけれども、交通部長に。12基でしたかね、25年。新規の分は、じゃあ当初予算で上がっていて——これを見ると、LED化とか更新とか電源付加装置、これは、今回の補正には、その新規での設置は入っていないということですね、確認ですけれども。

○木庭交通部長 今回の要望段階のことから申しますとあれですけれども、結果として、こ

の2億9,000万円余りの中には新規は入っていないと。入れたかったけれども入っていないと、正直申しまして、という状況でございます。

○松田三郎委員 別に部長を責めているわけじゃありませんので。

もう1点、資料1ページの、さっきの鎌田先生の御質問の1つ上ですね。一武・木上駐在所に関しての用地購入、まさに私が住んでいる近所でございます、以前、計画というか、いずれは統合しなければならないというふうな話とか途中聞いた記憶もありますが、これは、それ用の用地購入ということは大体決定したということなんですかね。それなら、ちょっとスケジュールとかを教えてくださいなればと思います。

○牧野会計課長 現在、用地交渉、大体のめどが立ちまして、ざっくりちょっと御説明をいたしますと、ちょうど一武と木上の中間地点ぐらいに用地が、今めどを立てているところでございます。今回用地の補正予算をいただいたということで、来年もしくは再来年中には何とか工事のほうに着手をしたいというふうに考えております。

○松田三郎委員 隣に人吉警察署長経験者もいらっしゃいますのであれですけれども、その間は、何か地元で、以前何年か前にあったように記憶していますけれども、その後、説明したから皆さんが納得していただけたとは思いませんけれども、何回か説明会なり、こういうふうに思っていますというような機会はあったんでしょうか。

○浦次生活安全部長 地元の人吉警察署、それから主管します本部の地域課、これが、地元の住民、区長等々に対して、こういうふうになるというふうな方針は説明してございま

す。

○松田三郎委員 それは大分前の話ですか、最近も……。

○浦次生活安全部長 2年ぐらい前だろうと思います。

○松田三郎委員 ちなみに、内訳でいくと、これは幾らぐらいのあれになつとですか、購入費というのは。

○牧野会計課長 382万円でございます。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○早川英明委員 信号機のことです。1点教えてください。

3号線とかいろんな幹線道路が新設をされますが、その場合は、もう当初からここには信号をつけるというふうな計画のもとに道路が開設をされますが、そういうところの信号機というのは、道路建設費の中に含まれておるものでしょうか。そういう部門についても、この警察の中の信号機の費用の中に入ってくるものでしょうか。そこあたり、ちょっとお聞かせください。

○木庭交通部長 信号機の新設予算につきましては、基本的に、もうこれは警察の安全施設整備費の中でやっております。道路整備の中では、一切信号機の整備費というのは入っておりません。

ただ、最近の信号機は、ごらんになられるとわかりますけれども、非常にデザインのいい形の信号機で、照明灯と一体型がございます。この照明灯と一体型につきましては、いわゆる照明灯部分については道路管理者、それから、いわゆるアームと呼んでいますけれども、信号の灯器を支える部分、これから先

は警察が警察の予算でやるというふうなことはやっております、基本的に、信号機の予算は全て警察の予算でやっております。

以上でございます。

○早川英明委員 といいますと、新設の道路については、その分についてはその予算がもう直接警察のほうに来るとのことですね。だから、後でいろんな、今先生方から質問がありましたそのような、仮に道路をつくって、今では交通渋滞がないけれども、何年か後に信号をつけないかぬというふうなところにも、当然それはもう警察でしょうけれども、新設のやつは当初から警察のほうに予算が、これはわかって配備してくるということですね。

○木庭交通部長 新設場所だからその予算が来るということではございませんで、いわゆる警察の安全施設予算の中でやっているということでございます。新設道路あたりにつきましても、何年も前から道路管理者と協議をしまして、打ち合わせを再三重ねまして、そういう形でやっているということで、新設道路が幾つもできるから、じゃあ警察の信号機の予算が多く来るとかいうことは基本的にございません。

○早川英明委員 わかりました。そしたら、土木のほうに交渉して、その分については別途、もう一番からここには信号機ができるということが想定された中での信号機ですから、やっぱり道路予算の中に含んで、その分は警察のほうにやるという仕組みに変えんといかぬですね。でないと、後で信号機が必要になったところが、なかなか新設ができぬということになりますよね。わかりました。

○山本秀久委員 今、関連して申し上げますけれども、大体熊本県の中で、相当どっか非

常に交通事故が起きる多発地帯というのがあるはずだと思いますよ。その数が何件ぐらいあるか、そういう点の中で、その多発の多いところというのは、ただ信号機だけで、あと、設置していない場合がよくあるんですよ。だから、そのほかに広報的なものの予算というのはつくのかつかないのか、どういうふうになっているんですか。多発地帯というのは、大体何カ所か県下にあると私は思いますよ。そういうときに、もし大きい事故の様相によっては、老人とか子供の場合が多い。そうすると、今度は、業者の、トラックとか何かの事故が多い。そういう区分けがあるはずだと思いますよ。そういうときに、それに付随した広報板とかいうものは設置されるものか、設置されていないのか、そういう点をどういうふうにお考えになっているんですか。

○木庭交通部長 委員御指摘の多発交差点につきましては統計もございまして、例を申し上げますと、20年中の人身事故多発交差点でいきますと、上から、これは件数ですけども、水道町とか、白山、田井島、流通団地入り口、九品寺とか、本荘とか、やはりこういう大きな交差点で多発しております。水道町交差点でありますと、去年、人身事故が15件で、18名の方がけがされているということでございます。

ただ、こういう事故があった場合について、それで予算が余計来るかということになると、先ほど申しましたように、うちの交通安全施設整備費の中でまたそれは手当てするというので、必ず死亡事故等発生しますと、道路管理者と合同の現場点検を必ず実施しております。その中で問題点がありますと、道路管理者のほうにもいろんな道路表示、警戒標識、あるいは交通でありますと、信号機の、例えば視認性が悪いということになりますと、補助灯器をつけるとか、もう少し見えやすくするとか、いろいろなことで対

応しております。それは、いわゆる当初予算の中で対応しております。

以上でございます。

○山本秀久委員 今聞いたとおりですけども、大体そういうときに、いろいろ問題点が、おたく、警察と、それといろいろあると思います。警察で一番そういう点で困っている面というのがあると思いますよ。そういうときにそういうことがスムーズに解決していかないと、またそういう状態に、またいろんなことに波及効果が出てこないだろうと思いますので、そういう点、よく審議して、もし足りないところがあったらこっちに言ってくださいよ。そういう点の改革をしなきゃならぬと思いますので、よろしく。

以上です。

○前田憲秀委員 1点だけお尋ねを。生活安全警察運営費の先ほどのクリアファイルの件なんですけれども、この悪質事業者による被害防止、この悪質事業者というのは、主にどういったものをいうのかということと、そのクリアファイルの作成個数、それと、配布対象、時期、そこら辺がもしわかっていれば教えていただいていた方がいいですか。

○浦次生活安全部長 いわゆる対象ですけども、これは罪名によって、犯罪の種類によって違うわけですけども、特にこの罪種は、インターネットを使った犯罪が多いということから、そういういわゆる熊本に本拠を置かない、いわゆる大都会、東京、大阪ですね、そちらに業者があることから、いわゆるインターネット、全国で使いますので、そういう業者だろうというふうに思っております。

それから、枚数については、ここにちょっと詳しい資料ありませんけれども、いわゆる形態としましては、クリアファイルですの

で、ビニールでできとる、書類を入れるようなファイルなんですけど、そこに、いわゆる注意書きなり絵文字なりを入れまして、そこに啓発資料を入れまして皆さんにお配りするというのでございまして、対象資料は、そういう広報啓発を行う老人会の老人ですとか、そういうインターネットを使うような若者ですとか、そういう対象に配布するようにしております。

○前田憲秀委員 個数は明確じゃないんですかね。

○牧野会計課長 枚数でございましてけれども、これ、予算編成上の基本になった枚数でございましてけれども、クリアファイル14万枚でございまして。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

○鎌田聡委員 また信号機の話になりますけれども、県内の信号機の関係での電気代というのは幾らぐらい。

○西郷警察本部長 電気につきましては、恐らく、恐らくで済みません、この信号機の電気代というふうには恐らく区別できないのではないかと思います。いわゆる県警の使っております施設に関しての電気代ということで一括して計上されているというふうに考えております。

○鎌田聡委員 まあ、ざっくりでもわからないんですかね。というのは、これからLED化とか進めていく中で、そこ、電気代が少しでも低くなっていくということも必要だと思うんですね。設備、せつかく改良していく中で、いろんな制御装置も含めて節電対応になっていると思いますけれども、そういったところのコストの比較というのもぜひや

っていただく中での設備改修ということにならざるを得ないと思いますけれども、そういう考え方がないんですかね。

○西郷警察本部長 そういう意味では、ほかの条件が特に変わらなければ、このLED化によって減少した分が全体の中で減っていくということで確認はできると思いますので、そういう検証、確認はしていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 警察の限られた予算の中で、そこを浮かせて、先ほどあった信号機の増設に少しでも向けられるとか、そういったやっぱり対応も必要だと思いますので、ぜひそういった観点からのコスト比較というのもやっていただきたいと思いますので、要望しておきます。

○牧野会計課長 参考のためでございましてけれども、LED化のメリットということでお知らせしたいと思うんですけども、信号機をLED化した場合に消費電力は約3分の1になります。それから、電灯の寿命でございましてけれども、従来の、現在の灯器は約1年が寿命でございまして、LEDにしますと約6年から8年はもつと。それから、その他の、これはちょっと経済的な関係ないんですけども、視認性が非常に向上すると。いわゆる皆さんも御経験があるかと思いますが、太陽光による疑似点灯、いわゆる逆光を受けますと、どの信号の光が光っているかわからないというふうな状況、夕日とか朝日とか当たりますと。こういった一つ一つが非常に明るくなるということで、太陽光による疑似点灯が防止されるといったメリットがございまして。

参考のためにお知らせしておきます。

○鎌田聡委員 わかりました。

○高野洋介委員長 私のほうから要望しておきますけれども、先ほど鎌田委員の質問の中で検証をしたらどうかということなので、しっかり検証をしながら、もう少しLED化したらこうなりますよという具体的な数字を、ぜひ県警として数字を拾って検証していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、続きまして、教育委員会から説明をお願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様には、去る6月7日に、県立宇土中学校、宇土高等学校において、中高一貫教育の取り組みや本年度から文部科学省の指定を受けて実施しているスーパーサイエンスハイスクール事業の取り組み等について視察をいただき、ありがとうございました。

その際、貴重な御助言、御指導をいただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

委員の皆様には、今後とも、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案申し上げております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、第1号議案平成25年度熊本県一般会計補正予算でございます。

総額3億2,400万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしては、文化費として肥後古代の森公園整備事業に1億3,100万円余、体育施設費として県立総合体育館改修整備事業及び藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置事業に1億600万円余などを計上しております。

す。

次に、債務負担行為の設定でございます。

青少年教育施設耐震改修等事業等3件について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、報告第1号平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明をいたします。

総額は17億1,100万円余で、主な内容としては、高等学校耐震改修事業費、高等学校校舎新・増改築事業費等となっております。年度内に改修等を完了することができなかったため、繰り越したものでございます。

次に、第18号議案は、教職員の再任用に係ります国家賠償請求事件の判決に伴う控訴の提起に係るものでございます。

次に、第19号議案及び第20号議案は、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

次に、報告第20号は、くまもと家庭教育支援条例の規定に基づく平成25年度の熊本県におきます家庭教育支援の推進に関する施策の報告でございます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成25年度6月補正予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料、平成25年度6月補正予算と教育委員会の1ページ、補正予算総括表をごらんください。

補正を計上した事業は、社会教育課、文化課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育保健課の一般会計に係る事業でございます。補正額は、合計3億2,413万5,000

円を計上してございます。

以後は、関係課から資料に基づき御説明いたします。

まず、教育政策課から御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

条例等議案関係について御説明申し上げます。

第18号議案といたしまして、専決処分の報告及び承認を求める議案でございます。

これは、元県立学校教諭から提起されました再任用選考不採用に係る損害賠償請求訴訟におきまして、熊本地方裁判所が原告の請求を一部認める判決を行ったことに対する控訴の提起に係るものでございます。

説明資料の3、控訴理由にございますように、判決では、面接審査等の評価については客観的合理性を著しく欠き、県教委の裁量権を濫用または逸脱し、違法とされました。県教育委員会といたしましては、選考手続は適正に実施しており、裁量権の濫用または逸脱はなく、控訴が必要であると考えましたが、控訴期限までに議会で御審議いただく時間がなかったことから、知事の専決処分としたものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の社会教育総務費でございますが、2,845万円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

(1)の青少年教育施設耐震改修等事業でございますが、これは、天草青年の家及び菊池少年自然の家に耐震性能が不足している建物があることから、耐震改修等工事を実施するものでございます。

次に、下段の図書館費でございますが、5,

188万7,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

(1)の県立図書館改修整備事業でございますが、これは、県立図書館における貴重資料の保存対策として、既存の書庫内に貴重資料収蔵庫を整備するとともに、老朽化した空調設備の改修等を実施するものでございます。

この事業と、先ほどの青少年教育施設耐震改修等事業は、国の地域の元気臨時交付金を活用し、本年度に設計等を行い、来年度に工事を実施するものでございます。

次に、図書館費の(2)の公共図書館ビジネス支援高度化事業でございますが、これは、高度な知識が求められるビジネス支援に対応する司書を養成するとともに、図書館におけるビジネス支援事業の広報周知等を実施することで、県立図書館のビジネス支援体制の強化を図るものでございます。

この事業は、国の公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムによる全額国庫委託事業として実施することとしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

先ほど御説明しました青少年教育施設耐震改修等事業及び県立図書館改修等整備事業の平成26年度執行予定分の工事費を計上しております。

続きまして、資料17ページをお願いいたします。

報告第20号議案として、家庭教育支援の推進に関する施策の報告について提案しております。

これは、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、平成25年度の熊本における家庭教育支援の推進に関する施策について報告するものでございます。

具体的には、3部局10課において、計53の事業または取り組みを実施する予定でござい

ます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○小田文化課長 文化課でございます。

説明資料の3ページ、上段をお願いします。

文化費1億3,100万円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の文化財保存管理費の(1)肥後古代の森公園整備事業でございます。これは、県立装飾古墳館内の老朽化した園路などを整備、改修するものでございます。本県を代表する装飾古墳の一体的な普及活用を図る目的で、肥後古代の森の中核施設として県立装飾古墳館が整備され、20年が経過しました。この間、改修などは行われず、木製階段や園路の老朽化が進んでおりますので、来園者が安全に安心して見学できる施設にするため、国の地域の元気臨時交付金を活用し、整備、改修を行うものです。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○清原施設課長 施設課でございます。

説明資料の7ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

表の1段目、高等学校費、高等学校校舎新・増改築事業費につきましては、球磨工業高校の太陽光発電設備工事などについて3億7,699万円余を繰り越しております。

次に、2段目、高等学校施設整備事業費につきましては、東稜高校の渡り廊下改修工事など、2億3,568万円余を繰り越しております。

続きまして、3段目、高等学校耐震改修事業費につきましては、天草高校の女子寮新築工事や八代高校の図書館改修工事など、8億

1,039万円余を繰り越しております。

なお、これらにつきましては、学校行事や授業等により工事期間の調整を行ったことなど、工法の選択に当たって不測の日数を要したこと、また、平成24年度は、肉づけ予算によりまして6月補正予算で成立した事業が多かったことに加えまして、熊本広域大水害に伴う災害復旧に係る市町村の支援などへの対応が重なったことにより、適正な工期が確保できず、繰り越したものでございます。

それから、最下段の特別支援学校費の特別支援学校施設整備事業費7,392万円余につきましては、熊本地区新設支援学校整備事業において、国の予備費対応に伴い、平成25年度事業から2月補正で24年度に前倒ししたことにより、十分な工期を確保できなかったことによるものでございます。

以上、4事業の合計14億9,700万円余につきまして、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

教育指導費でございますが、201万1,000円の増額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

学校教育指導費のスーパーサイエンスハイスクール推進事業でございますが、平成25年度から新たに指定校となりました県立宇土高等学校における非常勤講師等の任用に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の8ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

上段、中学校費の県立中学校理科教育等設備整備事業費170万円余、中段、高等学校費

の高等学校理科教育等設備整備事業費の3,450万円余でございますが、いずれも2月の国の緊急経済対策によるものでございます。

下段、高等学校費の高等学校再編・統合施設整備事業費でございますが、新設水俣高校の体育館改築工事に伴うくい設置作業においてその掘削作業に不測の日数を要したものと及び国の経済対策による同校の機械科実習棟改築工事部分を合算いたしまして1億2,000万円余、以上、3事業の合計1億5,690万円余につきまして、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

続きまして、条例等議案でございますが、今回、2つの議案を提出しております。

資料12ページから13ページの第19号議案及び14ページから16ページの第20号議案は、いずれも熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するもので、13ページに記載しております4人と15ページに記載しております6人の合計10人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本会議において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つといたしまして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から、債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には、債務者の財産に強制執行することも可能となるものでございます。

12ページ及び14ページの2の専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し、10人の債務者から異議の申し立てがなされました。異議の申し立てがなされた債務者については、同資料の専決処分の理由の後段にありますように、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があつたも

のとみなされ、訴訟に移行いたします。県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の御承認をいただく必要がありますが、このように、法の規定により、債務者からの異議の申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がございませんことから、今回の事案につきましては、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

高校教育課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の4ページ、上段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、68万8,000円の増額でございます。本件につきましては、本年5月に文部科学省から委託に係る通知がありましたので、6月補正予算に計上させていただくものです。財源は、全額国庫委託金でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)観察・実験指導力向上研究協議会は新規事業でございます。本事業は、小中学校において、理科教育の中核的な役割を担う教員を集め、観察、実験の実技研修を各管内で実施することで、小中学校の教員の指導力向上を図るものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の4ページ、下段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、349万2,000円の増額でございます。本件は国の新規事業で、本年5月に文部科学省の委託に係る通知

がありましたので、6月補正予算に計上させていただくものでございます。財源は、全額国庫委託金でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)特別支援教育充実事業でございますが、熊本聾学校を初め九州内の聴覚障害の特別支援学校14校が、専門家の助言を得て、教材研究や授業研究を通して、聴覚障害教育の専門性向上を図るものでございます。

続きまして、説明資料の8ページ、下段をお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

特別支援学校理科教育等設備整備事業費96万円でございますが、これは2月の国の緊急経済対策によるものであり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

特別支援教育課は以上でございます。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の5ページをごらんください。

体育施設費につきましては1億660万7,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立総合体育館改修整備事業でございますが、設計費として3,128万円をお願いしております。これは、大体育室の座席の間隔等が熊本市火災予防条例に不適合であることや施設設備の老朽化という課題がありまして、体育館の利用促進及びプロスポーツ等の観戦増を通じたスポーツの振興に向けて改修を行うものでございます。

次に、1の(2)藤崎台県営野球場防球フェンス施設設置事業でございますが、7,532万7,000円を計上しております。これは、場外へのファールボール対策として防球フェンスを設置し、利用者や通行者等に対する安全性

を高め、球場の利用促進を図るものでございます。

なお、いずれも国の地域の元気臨時交付金を活用する事業でございます。

続きまして、資料の6ページ、下段をお願いいたします。

先ほど御説明しました県立総合体育館改修整備事業に係る債務負担行為の設定でございます。工事費として、平成26年度執行予定分、4億6,710万3,000円を計上しております。

説明資料の9ページをお願いいたします。

続きまして、繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

藤崎台県営野球場災害復旧費でございますが、これは、昨年7月14日に発生した駐車場入り口付近の石垣の崩壊に伴う復旧工事等の工事請負費でございます。工法の検討に当たり不測の日数を要したことなどにより、5,691万円を繰り越したものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で付託議案等に関する教育委員会の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 教育政策課、議案第18号の扱いですけれども、再任用に当たっての裁判で県教委の主張が負けたということで控訴ということですが、私も判決のちょっと主文も読ませていただきましたし、そしてまた、再任用という扱いからいくと、よっぽどの勤務評定だとか面接において問題がなければ、今後の、これは法律も改正されましたけれども、定年退職後の生活、年金もらうまでのやつのためにも、できる限り採用するように努めなければならないというふうなことが出ていると思いますけれども、そういうこと

も踏まえた上で裁判、判決が出ていると思いますが、そこにあえて控訴するほどの何か妥当性が県教委にあるのかどうかということをお尋ねしたいんですけれども。

○能登教育政策課長 まず、判決の理由でございますが、本県の再任用の選考に当たりましては、平成16年度、17年度の勤務評定、それと18年度の評価者評価及び面接審査によって合否決定を行っております。

まず、その基準につきましては、4つの基準のうち3つ以上基準を満たすということであれば採用ということにしておりまして、今回の採用に当たりましては、その基準点を満たしていないということで不採用ということになっております。

判決におきましては、平成17年度の勤務評定と面接審査の評点について、客観的な合理性を欠いているということで認定されまして、選考手続が県教育委員会の裁量権を著しく濫用または逸脱しているというふうに判決がっております。

県教育委員会としましては、その勤務評定、さらに面接審査ともに適切に行っているということで、選考手続はもう適正に実施されているということでございます。したがって、裁量権の濫用または逸脱はないということから控訴したものでございまして、これまでの勤務評定、面接審査の正当性ということがございますので、その点につきまして、引き続き上級審の判断を仰ぐということで控訴いたしております。

なお、今後の再任用制度につきましては、学校人事課長から。

○山本学校人事課長 今後の定年制の関係とか、そういう国の動きとか、いろいろございますけれども、再任用者、希望の方の全員を任用するか否かにつきましては、今後、知事部局の動向を踏まえ、再任用ではなく、臨時

的任用もございまして、そういったものも含めて考えるなど、可能な限り勤務の保障をしていきたいと考えております。

なお、再任用につきましては、教職員の定員管理に含まれた数でございまして、今後の新規採用数を踏まえながら、再任用者数を慎重に検討していきたいと考えております。

再任用者数を増加いたしますと、その分新規採用者を抑制するということにもなりますので、そういった部分については慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 今後の扱いについては、そういったバランスも必要でしょうけれども、そこも踏まえた上で、極力、できる限りやるべきというふうな高齢者雇用安定法というのもできておりますので、その趣旨も踏まえてやっていただきたいと思いますが、今回のこの裁判の上告の扱いにつきましては、基準点そのものの判断が問われていますし、面接審査で県教委がつけた判断がそうではないんじゃないかなということが裁判所から判断をされた上の判決ですから、それにやっぱりきちんと耐え得るといえるか、ちゃんと反論できるというふうな材料がなければ、なかなかこれは控訴しても同じような状況になってしまうと思いますけれども、何かあるんですかね、前回と違う状況が。

○能登教育政策課長 控訴でございますが、判決におきましては、極めて信用性に富む面接評価等の証拠を採用されていないということ、さらには、原告の単なる回想でございますとか、過去の勤務実績等から勤務成績を類推して認定するというふうな証拠の採用方法をとられるということで、ずさんな事実認定が行われているのではないかとというふうに考えております。安易に県教委の不合格判断に裁量権の逸脱、濫用があるというふうに認め

ているというふうに判断しております、このような事実認定は、今後の再任用選考だけではなくて、採用制度全体に影響するという事で、及ぼしかねないということで今回控訴したということでございます。

○鎌田聡委員 控訴の理由ということは、今そういう話でしょうけれども、ただ、裁判の中身として、判決の中身としては、それが非常に厳しい判断が、それに対して下されているわけでありますから、先ほど言った再任用の扱い、今後の扱いも含めた上での対応をぜひやっていただきたいと思いますので、今回については、少し、この扱いについてはちょっと専決として出されていますけれども、私としては認めるわけにはいきませんので、立場はいろいろ違うでしょうけれども、できれば、もう争わずにぜひ今後の再任用に、これまでのやり方と今後の扱いも含めて再任用に少しでも道を開くべきだという判断に立って対応していただきたいと思います。

以上でいいです。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○荒木章博委員 1つは、これ、3ページですけれども、鹿央の古代の森公園ですけれども、私も、ここは一度だけしか行ったことないんですけれども、非常に道路もでこぼこだし、整備を要するという事で、今回1億3,000万円計上されておりますけれども、これ、どうですかね、せつかく——委員長、委員会でこれだけ1億何千万円の予算をつけられたら、どこをどういった整備をするということぐらいは、図面ぐらいはみんなに配付をしていただきたいと思ってるんですよ。私はこうやって手に入れて……(写真を示す) こういうふうにして、言わなければ持ってこない。やっぱりこういう1枚の紙でもみんなに配れば、1億3,100万円の予算はこうやっ

て整備がされると、こういうところを整備するというのを認識できるんじゃないかと思うんですけども、今後の対応についてちょっとお願いしたいと思います。

○高野洋介委員長 わかりました。先ほど荒木委員のほうから要望がございましたけれども、それは可能ですよね。どうぞ、文化課長。

○小田文化課長 荒木委員が今お持ちの写真の写しで、こういう場所を凝縮しております。これは各委員にお配りするのには可能でございます。

○高野洋介委員長 お配りする際に、皆さん方から少しずつ、御足労ですけれども、説明をしながら、皆さんのほうには丁寧に説明をしていただきますようによろしくお願いいたします。

○小田文化課長 わかりました。

○荒木章博委員 一番いいのはA3のペーパーで、こういうところをこういうふうに整備をするということで、やっぱりこういうただ予算だけを掲示するんじゃなくて、どんなところをどういった形でやるかということをやちゃんと明記をしていただければ助かるんじゃないかと。議会から、委員から、これでどんなやり方でやるのかとか、そういうことじゃなくて、そういうふうに、今委員長が言われたような対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、あと2点、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、同じく、3ページですけれども、スーパーサイエンスハイスクールということで、先般も、宇土の中学、高校視察行かせていただいたんですけれども、生物の強化ということで非常に——科学技術振興

機構からの予算、これは5年間に6,000万出るんですよ。そういった中のそういう対策はどんな形でとられておるのか、この予算についての取り組み方、今後——まあまあ、ちょっとその説明を簡単をお願いしたい。

○上川高校教育課長 スーパーサイエンスハイスクールについて、まず御説明をいたしますと、これは、文部科学省が、平成14年度から、科学技術あるいは理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定して、理数系教育に関する教育課程の改善に資する研究開発を行っているものでございます。

具体的には、宇土中学校、高等学校の御視察の中で説明もありましたが、各学校で作成しました計画に基づいて、独自のカリキュラムによる授業でありますとか、あるいは大学との連携による授業、地域の特色を生かした課題研究など、さまざまな取り組みを行って、普通の高校生活では出会えない人との出会いでありますとか、あるいは交流研修による体験発表等を行っているところでございます。

この指定を受けた学校には、今委員のほうからありました独立行政法人でございます科学技術振興機構、JSTと申しますけれども、そこから活動推進に必要な支援を実施いたします。

具体的には、学校にかわりまして、物品の購入でありますとか、あるいは研修費、講師費などの支払いを行いますほか、発表会の企画運営とか、情報提供をいただいております。

経費につきましては、5年間で6,000万円の経費の支援があるということでございますが、年度ごとに、1年目は1,600万円とかいうふうな、計画的な支出をするようになっております。その支出につきましては、人件費は例えば300万円以内であるとか、そういう一つ一つの縛りがございまして、年間計画を

提出した中で、JSTのほうでも審査された上での支出になるということでございます。

○荒木章博委員 これは非常に活用すべきことだというふうに思います。県内には、北高とか第二ですか、そういうのを取り入れてやっておられる。今後県立高校にこのスーパーサイエンスの事業について拡大をしていかれる考えはないのか、ちょっとお尋ねします。

○上川高校教育課長 現在、全国で201校指定をされております。今後国がこの指定を広げるという前提で申し上げますと、本県のほうでも、平成25年度分につきましては、実は宇土中学、高等学校は指定をいただきましたけれども、玉名附属中学、高等学校も同時期に申請をいたしましたが、残念ながら申請から外れた経緯がございます。ぜひ平成26年度の指定に向けていきたいというふうに思っております。

もう一点は、第二高校が指定を受けて3期目になります。11年目になりますが、2期を超えますと、コアSSHという指定を受けることもできます。これは、指定を受けたSSH校が中核となって、近隣の高校と連携しながら、共同研究をしていくというようなコアSSHという取り組みもございます。それは、SSHの学校の指定をふやすのと同時に、核となった学校が近隣の高校に広げていくという可能性も持っておりますので、その両面をにらみながら今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 教育再生会議でも、指導者の資質、また改めてそういう予算化をして、国に広げていくということをうたっておりますので、特に、知事は、教育再生会議のメンバーですから、熊本県は、この第二、宇土、北高以外にもぜひ広げて、学校格差がないような、今後、県教委、高校教育課にあたって

は対応していただきたいというふうに重ねて要望しておきます。

以上です。

それと、もう一点は、2ページの公共図書館ビジネス支援高度化事業ということで、県立図書館のビジネス支援の強化に向けた司書研修及び広報等の取り組みということで、これは1名から5名にふやされるというふうに聞いております。そういった中で、今後、この司書のビジネス支援との取り組み、連携の中でどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○石川社会教育課長 今回、国の委託事業を使いまして、県立図書館で公共図書館のビジネス支援高度化事業というふうな取り組みですが、まず、国内産業の活性化や雇用創出とか中小企業振興などのさまざまな課題解決に向けて、図書館が地域の情報拠点としての機能を持っているということで、図書館でもビジネス情報コーナーの設置だとか、レファレンスサービスをするとか、その持っている諸力を活用しまして、ビジネスセミナーを初め、ビジネス支援に取り組む図書館が各地でふえているという状況でございます。

このように、図書館に対するビジネス支援へのニーズが高いというふうに考えておりますので、熊本県においても、今回ビジネス支援司書を養成していきまして、まず、県立図書館としてビジネス支援がしっかりできる体制を整えていきたいと考えております。

また、あわせて、この委託事業のほうを活用して、市町村との連携も強めていきたいと思っております。具体的には、計画ではございますけれども、市町村と県立図書館のネットワークのほうの整備などを行って、そのビジネス支援情報をお互いに共有したりとか、また、まず県立図書館のビジネス支援司書を養成した上で、市町村図書館の司書に対しても、そういったビジネス支援の能力が

くような研修会を今後実施していくような形で、県立図書館を中心として市町村図書館にも波及を広げていきたいと、このように考えております。

○荒木章博委員 了解しました。せっかくこうしてこういうビジネス支援ということで、非常に図書館は、今までの機能と違った多くの人たちが学び、また、ビジネスマンも学べるようなことを地方にも広げていくということです、今後の取り組みもよろしく願っています。

以上です。

○早川英明委員 専決処分の19号、20号の件ですが、1つ教えてください。これは、この委員会あるいは決算委員会あたりでも出てきますけれども、この滞納されている方、10名いらっしゃいますけれども、大体金額はどのくらいなのか、そしてまた、この方々が今職についておられるのかおられないのか、もし職についておられるとするならば、どういう職種の方だろうかというふうなこともちょっと思いまして、わかれば教えてください。

○上川高校教育課長 10名の債務者、この名前が上がっている方々ですが、まず、金額については、一番少ない方で20万円から70万円ぐらいの間でございます。

職業についておられるかどうかということにつきましては、これは、わかりますところで、無職の方が2名で、それからアルバイト中の方が1名おられます。あとは、保証人ですとか、代理の親権者等でございますので、その職業は、特にここに資料がございませんで、申しわけありませんが、今わかっておりますところは、無職が2名です。それからアルバイトが1名、それから給料等を得ておられる方が1名おられます。

これは、10名の中で、実際の奨学生の方と

連帯保証人の方がいらっしゃいますけれども、奨学生の方でいくと、無職とアルバイト、それから自己破産の手続に入った方も1人おられます。それから、給料等を得ている方の5名でございます。

○早川英明委員 この5名の方の職種あたりは大体大まかに、もちろん教職員の方はおんなはらぬけんが、大まかにどういう方々でしょうかね。というのが、結局この奨学金を使って学校をされてということでしょう。私はそれをちょっと知りたかったんですけども。

○上川高校教育課長 具体的な職業までは一今、無職の方が2人おられて、アルバイトは何をされているのかというところまではちょっとわかっておりません。それから、給料等の方が1人おられますが、この具体的な職業までは今ここに資料がございません。申しわけありません。

○早川英明委員 といいますと、この現実から見て、育英資金をいただいた先がどうなるかなと、実際問題として今後検討せにやいかぬような、ただこの問題だけじゃなくして、委員会の中でも議論をせにやいかぬ問題というふうな気もしますね。

○上川高校教育課長 採用しますときに要件と申しますのが、その世帯の収入要件がございます。その基準を設けておりますけれども、その基準は、大体生活保護の1.9倍の基準でやっておりますが、今基準内はほとんど採用できているところでございます。卒業をしていく子供さんもおられますし、途中で中退する子供さんの中にはおられますが、卒業した後は就職がほとんどできているんだと、98%は就職しておりますので。ただ、その後離職をして無職になったりというケースは多

うございます。そこまで採用のときにちょっと勘案するというのは非常に難しいところではございます。

○高野委員長 早川委員。

○早川英明委員 いえ、もうこれはいいです。

○松田三郎委員 資料5ページ、体育保健課にちょっとお尋ねしますが、県立総合体育館改修整備事業の設計がここに計上されて、あと、債務負担もありましたが、安全に、また新しくなるというのは、大変県民の多くの方も、利用なさる方ありがたいことだと思います。

一部に、きれいになった後はどうも使用料が高くなるらしいというようなうわさか予想か知りませんが、あるやに聞いておまして、そのうわさは別としまして、以前私が使用料に関してちょっと一般質問で取り上げました件ですけれども、高くなればもちろんですけれども、高くない今の現状でも、たしか、アマチュアを除く、例えばプロの団体が使用する場合、しかも観客席だけじゃなくて、フロアも使う場合が、最大、一番高いチケット料金のたしか200倍を加算して取るというような条例の規定があって、そのままになっていると思っております。その後、県内の市町村、主に市ですが、幾つかの、そういうのがうちもあるだろうかと見直しをなさって、たしか宇土市はそういった規定をもう事実上運用しなかった——回数も少ないとは思いますが、結局改正して、そういう付加料金は取らないというようなことになさったと。あと、八代市とかほかもそういう方向で検討なさっているという話を、県下の市町村でそういう動きがあるというのを聞きました。

そこで、なかなかそういう使い方、使われ

方を想定してなかった当時の条例だとは思いますが、どうでしょう、その200倍というのを加算する根拠は今でもあるのかなと。一般質問いたしましたときに、直接は、たしか答弁求めませんでしたけれども、今後そういうのを含めて検討していただきたいというような話を教育長にお願いしたかと思っておりますので、課長、あるいは教育長で、その後こういった検討をしましたとか、あるいは正直検討しておりませんか、そういうのがありましたら——あるいはこうしたいとか、こういう方向で思っていますというような意気込みでも結構でございますけれども、何かお答えいただければと思います。

○平田体育保健課長 県立総合体育館の条例の使用料の改定、そういったことであるかと思っておりますが、これにつきましては、ロアツ熊本が使用しております県民総合運動公園の使用料を定めました県都市公園の条例、あるいはプロ、アマの料金区別がある他の体育施設等の条例、そういったものとの整合性や指定管理委託料の見直し、こういったものとの整合性、そういうところが必要であるというふうに考えておまして、今いろんな情報を集めているところでございまして、十分今後検討する必要があると、そういうふうに考えているところでございます。

○高野洋介委員長 その前に使用料が上がるといううわさを聞かれているということですが。

○松田三郎委員 うわさだけん、わからぬと思うけど。

○平田体育保健課長 今のところは、そういうお話は聞いていないところでございます。

○松田三郎委員 施設課のほうが上げたいと

いう話というのは冗談ですけども、そういう話も聞かして。ということは、まあ、どちらかというところ、いろいろな整合性とか、おっしゃるように指定管理者との関係もあるとは思いますが、何もしない方向じゃなくて、大分積極的に、前向きに検討をいただいているというふうに理解していいんですかね。

○平田体育保健課長 企画振興部のほうとも連携しまして、これは、いろんなチームが活用する場合の支援の関係もありますので、企画振興部とも協議しながら進めているところでございます。

○前田憲秀委員 先ほどの早川委員と関連をいたしますけれども、ちょっと私も勉強不足なんですけれども、12ページの参考で民事訴訟法の395条、先ほど課長からも紹介がありました。これは異議申し立てがあったから提起というふうに読むんですけども、逆に異議申し立てがなかったら、そのまんまなんですか。

○上川高校教育課長 異議申し立てがなかった場合には、そのまま債務名義の取得になってまいります。

○前田憲秀委員 訴訟まではいかないんですかね。

○上川高校教育課長 訴訟までは参りません。

○前田憲秀委員 じゃあ、変な言い方ですけども、異議申し立てもせずに黙っとけば、そのまんまということになるんですか。

○上川高校教育課長 支払い督促をいたしまして、異議申し立てがありませんでしたら、

債務名義を取得いたしまして、一括返還の請求を続けます。ない場合には、財産に対する差し押さえ等を行っております。

○前田憲秀委員 この件に関しては、上川課長初め担当者の方の御苦勞はもう私も重々知っております。ただ、債務者はさまざまいるというのも、私も一部ですけれども、感じております。

1つ要望したいのは、やはり機械的にならずに、大変だとは思いますが、本人に必ず会うだとか、何らかのアクションを起こした上で進めていていただきたいという要望を1点だけさせていただきます。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○前田憲秀委員 はい。よろしくお願ひします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 5ページですけれども、体育施設費、体育保健課ですね。藤崎台のフェールボール対策のフェンス設置ということでありまして、参考までに聞かせていただきたいのが、フェールボールによって、何かいろんな事故とか賠償とか、そういったのがどのくらいあっているのかということをお伺いしたいと思いますし、あと、それはフェールボールを打った人に請求が来るのか、どこに来るのかというのちょっと教えていただきたいと思ひます。

○平田体育保健課長 この4年間、幸い人身事故は起きておりませんが、駐車中の車のドアとか、隣にあります護国神社の窓ガラスとか、そういったところに対しては被害が出ているところがございます。

それから、実際窓ガラスとか割れた場合に

は、その大会の主催者側が弁償することとなっております。

○鎌田聡委員 わかりました。よろしいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 といいますと、藤崎台の今回の予算は3塁側に張るとのことですね。

○平田体育保健課長 そうでございます。

○早川英明委員 なら、1塁側はもう全然、3塁側だけ。

○平田体育保健課長 そうでございます。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第18号から第20号までについて、一括して採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○鎌田聡委員 18号は外して。

○高野洋介委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第18号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、残りの議案第18号以外について採決

いたします。

原案のとおり可決または承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第19号及び第20号は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

その他で何かありませんか。

○荒木章博委員 私も、本会議で1度、得能本部長のときにも質問したり、要望もしたんですけれども、先般も新聞にも載っておりましたけれども、暴走族の対応についてということで、特に暴走族が中学校に非常に増加をしているということですね。教育委員会のほうにもちょっとまた引き続きお尋ねをしたいと思えます。そういう連携とか、この中学校の対応、私も非常に西のほうに住んでおりますので、港に向けての住民からの苦情とかそういうこともあるわけなんですけれども、そういう中学生の暴走族のこの増加の背景に対する対応の仕方、それと、現在の暴走族の今の状況あたりもちょっとお尋ねしたいと思えますけれども。

○木庭交通部長 委員御指摘のとおり、先日の熊日新聞にも載っておりましたけれども、以前に比べまして非常に低年齢化していると。中学生の逮捕事案も相次いでいると。使用する二輪車ですけれども、以前は400ccぐらいのオートバイが中心だったんですけれども、最近は原付バイクでの暴走事案、これを

2台、3台連ねての暴走事案、東バイパス等ですね、というのが目立っているというところでございます。

もちろん、交通部におきましては、徹底した取り締まりを行いますとともに、暴走族加入阻止教室あたりを開きまして、中学校に対する、そういう暴走族に加入しないような働きかけといたしますか、教育を行いますとともに、生安部とも連携しまして、生安部のほうで学警連あたりも担当されておりますので、そういうのも連携しまして、非行防止対策を進めているところでございます。

○緒方義務教育課長 今委員ありましたように、中学生の暴走行為ということで報道がありまして、今学校では、学校、家庭訪問、保護者、それと、関係機関と連携して家庭訪問とか、それと、保護者との話し合いとかやりながら、この行為について、生徒指導含めて指導しているところです。

それから、警察との連携ですけれども、学校警察連絡制度というのがありまして、お互いの情報を交換する制度がありまして、それで、交換しながら連携しているところです。

この事案につきましても、警察といろんな打ち合わせをしたりとかやりながらやっているところでございます。

○高野洋介委員長 荒木委員の質問の中で、今の暴走族の数というか、ありましたけれども。

○木庭交通部長 暴走族の構成員の数でございますけれども、これは4月末現在ですけれども、25グループ104人ですね。これを暴走族構成員として把握をしております。このほか、旧車會というのがございますけれども、これは17グループ31人ということで、旧車會というのは非常にリーダー格が中心になって、そのときそのときで、これは、阿蘇方面

なんかに、休みなんかにツーリング、昼間ですけれども、リーダーが呼びかけて、そのときそのときにまとまりが違いますので、リーダー格31人を把握しているというところですよ。

また、こういった把握した暴走族につきましては、定期的に面接指導等をしまして、また暴走行為をしないように指導するとともに、そういう暴走族と暴走行為をしないと認められたら解除すると。新たに事件捜査等通じて把握した暴走族については登録するというところでやっております。

○荒木章博委員 取り締まりの方法は今少し話をされたんですけども、過去において、私、本会議でもさっき質問し、委員会でも、前の文治は6～7年前だったと思いますけれども、お話をしたことがあるんですけども、暴走行為に対する。それと、取り組みの中で、防球ネットというんですかね、網をかけて一斉に摘発するとか、そういうのは過去においては取り組んでいくということも言われて予算化されたこともあると思うんですけども、今の交通部のほうでは、そういった取り締まりのやり方とかというのは行っているんでしょうかね。

○木庭交通部長 今おっしゃいました封鎖ネットというのが予算化して購入していただきまして、私も過去使用したことがございます。ただ、最近は余り使用実績がないと。これは非常に難しいというところがあるんです。ほかの車と一緒に走っていた場合には、やはりできないと、非常に場所が限られると。事前の準備している間に、その準備状態を見られれば、彼らはすぐ携帯で連絡し合いますので、その場所に来ないということで非常に取り締まり手法として難しいところがあります。また、一般の方を巻き込んでほならないということで、現在はカメラを積んでお

りますので、追尾で、カメラで彼らの暴走行為を確実に証拠化した上で事後捜査で検挙する、対応すると。その途中で転倒をしたりなんかすれば、もちろん現行犯逮捕しておりますけれども、そういう取り締まりはやっております。

○荒木章博委員 ぜひオリンピックに向けても、9月6日には、日本が安心、安全というところで決定を受けるわけですよ。全国でやっぱりこういう事案を削減していかなきゃいかぬというふうに思いますし、特に、全国豊かな海づくりというところで、やっぱり一部にはそういった行為も見られるやに聞いておりますので、そういうところの徹底した取り締まり、それとまた、学校教育との連携、ここあたりを教育委員会と県警本部と取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、本部長にちょっとお尋ね。

○高野洋介委員長 それぞれ本部長と教育長のほうから意気込みを伺いたいと思います。まず、本部長からどうぞ。

○西郷警察本部長 委員御指摘のとおりでございます。最近には特に中学生の暴走行為が少し目立っているという状況はあります。しかし一方、暴走行為自体は以前に比べてかなり減少してきているところもありまして、我々の暴走族に対する取り締まり、それから各種抑止対策が一面効果を上げているという面もあるかというふうに思います。しかし、今おっしゃいましたような新たな傾向もありますので、そういうところに今後さらに重点を置いて、さらに徹底した取り締まり、それから抑止活動を続けていきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 よろしくお願ひします。

○田崎教育長 中学生のそういう暴走行為等含めまして、そういう非行というのがふえていくということについては、大変重要な課題だというふうに認識をしております。

先ほどから出ていますように、学校と警察との連携をとっていく、そういう組織もごさいますし、やはりこういう問題については、そういう学校、警察だけでなく、やはり保護者なり、地域なり、そのあたりとの連携もしっかりととりながら、生徒指導も含めまして、今後しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 引き続き、私も県警本部に——当時、本部長から、条例化だったですかね、集合罪とか、いろんなところも当時取り上げていただいて、検挙できるような取り組みをやると、本会議場で本部長が言われたこともあります。

暴走族においては、非常に私もいろんな面で発言をしているものですから、きょうは、本部長さんや教育長さん、これはもう中学生にまでまたがって大変な状況になっている。これがやっぱり中学生だと、ある意味で理解ができない子供たちも中にはいる、社会人じゃありませんから。そういったところもきちんとした指導を、もういけないものはいけないんだという厳しい取り締まりを行われるんだということを、やっぱり教育委員会の中でも県警のほうでも取り組んでいただきたいと思っております。

それから、引き続きスポーツ特待についてお尋ねしたいと思います。

先日、正式な発表がございまして、一昨年在980名に上がっていた、特待生がですね。私立高校の特待生。無試験、無月謝。今回は何と1,250名に至ったと、私立高校が。そうすると、中学校は、私立の中学校ですから何校もありませんけれども、35名というのが上がってきましたね。これは青田刈りといっ

て、やっぱりこれは、私学の場合、私学振興課が担当はわかるんですけども、こういう状況下で県立高校を受ける、入学してくるといふ子供たちは、もうほとんど県立高校には行かないですよ。無試験、無月謝ですから——試験はありますけれども、一応ほとんど青田刈りでもう決めてあるような状況なんです。これはもうとめどもなくですよ、1,250名なんです、1年間に。学校によっては1学年210名なんです、学校で210名。特待、無試験、無月謝なんです。

これについて高校教育課はどういうふうに——それは私学がしよっとだけ、関係にやあとと言えば、それまでなんですけれども、県立高校としてのやっぱりスポーツとか、体育保健課も高校教育課も、どういう対応の仕方をされるのかなと思ってですね。

○上川高校教育課長 高等学校に入学します場合には、現在、高校入試、前期入試、後期入試の制度以外にはございませんので、前期入試が2月の1日に実施をいたします。スポーツ関係でいえば、体育コースを持っているコースは前期入試を実施することができますので、定員の50%以内で実技検査も含む高校入試を行います。それ以外の生徒の募集についてはございませんので、その高校入試を経て県立高校には入学をしていくということでございます。

○荒木章博委員 まあ、県立高校の立場というものはそうなんですけれども、こうなると、もうほとんど、まあ、私学の要するにこういう学校の経営状況というのも考えれば、おかしいところもあるなと私は疑問に感じるんです。ただ、やっぱり現在1,250名という、昨年、一昨年、これが入学をしたということで、今後の波及ですよ。そういったところもやっぱり私学のほうと——私学は私学振興課だったですか、そこあたりとも対応

しながら、これは是正はある程度していかないと、これはもう大変だと思いますので、これは一応今回は要望としておきますので、よろしくをお願いします。

引き続き、管理職の選考考査ということでずっとお話をしておりましたけれども、現場と教育委員会の指導主事との格差ということで、熊本市は1年早くやっています、データが出ました。熊本市教育委員会始まって以来全部100%だったのが、46%に落ちたんですね、今度初めて。46に落ちたんですよ。県警にこの前聞いたときには、要するに、そういう現場と県警本部とのそういう試験は一緒にやりますよと。そして、現場の先生が8%だったのが24%に合格率が上がった。ですから、熊本市の教育の先生方は、やる気が出てきたんですよ、今回。やればできるんだと、格差が少なくなってきたんだということで、同時試験を今度やるやに聞いております。これはいつごろ計画をされているのか、同時試験のですね。そしてまた、指導主事の先生方も、これは頑張ってもらわないかぬ、数字が出ますから。多分熊本県の場合は、こんな格差はないと思いますけれども、教育長にこのところをちょっと、いつごろ。

○高野洋介委員長 教育長でいいですか。担当……。

○荒木章博委員 担当でいいです。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

今年度実施をいたします市町村立小中学校の校長及び教頭採用選考考査につきましては、市町村教育長代表含めました選考考査委員会の御意見も伺いながら、学校現場の教員と教育委員会事務局の職員の考査日を同一に実施することができないかなどの選考考査方法の改善に向けまして検討してまいりましたが、

今年度実施します管理職選考考査から同一日、同一内容で実施することといたしました。

9月上旬に第1次考査を予定しております。

以上でございます。

○荒木章博委員 非常にこれはやっぱり熊本県の今まであしき悪例だったと思うんですよ。それを熊本市は先駆けて取り組まれ、県教育委員会も取り組まれたと、非常に感謝申し上げたいというふうに思っております。現場の先生がやっぱりやる気を出すということが、熊本市の教育委員会の中でもう数値であらわれたわけですね。

しかし、教育長にちょっとお尋ねしたいのは、この検討の委員会の中で反対が一部あったというふうに聞いております。それは言えない部分は言えないで結構ですけども、やっぱりその秘密か、もしくは外部に公表できないということならば仕方ありませんけれども、教育長としてそういう——私は、一部、それは分けてしると、まだそんな常識のないことを言う委員さんがいたんじゃないかなというふうなのは驚いていますけれども、そういったところは、言えないなら言えないで結構ですので、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○田崎教育長 先ほど話がありましたその検討会議の中で、やはり今までも公正な試験をやってきたんですけども、一部、今委員がおっしゃったような形で一緒にしたときに、やはり、言うならば、実施日をいつするか、それによって——夏休みに今実施しておりますけれども、学校現場は、一緒にする場合には、学校現場と教育委員会、夏休みにはできなくなりますもんですから、教育委員会の指導主事は、夏休み、研修等をやっているもんですから。ですから、どうしても2学期が始

まった時点、今先ほど申し上げましたように9月上旬あたりに実施すると。ということになると、学校現場、もう始まっておりますので、そのあたりに対する少し不安感等もあったということでございます。

○荒木章博委員 了解しました。それで、教育委員会としてはやっぱりきちんとした——一人一人の先生方多忙なんですよ、現場の先生方もですね。そういった中で試験を実施して、夏休みの勉強を経て9月の中旬と一緒にやると。これは、県教育委員会としては、やっぱり全国ではおこなっていますけれども、その取り組みをされた教育長にはお礼を申し上げたいというふうに思っています。

現場の先生方も、今もう市の場合も、自分は何番に合格していると、そして、例えば60番だったら、50番まで採用されたと。あと、来年にまた自分は、次は、あと残り10番だから採用されるなど。そういったやる気を出して今頑張っておられますから、やっぱり現場の先生方と指導主事の先生方と、優秀な指導主事の先生方とやっぱり連携をとった教育行政を今後も取り組んでいただきたいと、かように思っております。

終わります。

○前田憲秀委員 警察、教育両方にお尋ねをしたいんですけども、最近、いわゆる迷惑メールというのが、私もあんまり縁がなかったんですけども、頻繁に参ります。周りの方にお聞きしても、さまざまな種類の迷惑メールというのが来ます。書いてあることはもうそ偽り、非常にさまざまな種類にわたるわけなんですけれども、このことに関して、生活安全課さんになるんでしょうか、現状認識と何か対策みたいなのは考えられないのか、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○浦次生活安全部長 お答えします。

まず、迷惑メールの対処方法についてなんですが、基本的には、迷惑メールを開かないことに尽きます。しかし、今開いてしまった場合でも、メールに記載されているURLを不要にクリックしないですとか、個人情報を入力して返信しない、添付ファイルを開かないことが重要でございます。

迷惑メールを受信しないためには、プロバイダーが提供するフィルタリングサービスを利用したり、セキュリティソフトの迷惑メール対策機能を利用する方法もあります。

迷惑メールに対して警察がどういう取り組みをやっておるかということですが、架空請求メールとか、フィッシングメール等の迷惑メールによる相談等を受理した場合は、事件検挙に向けた積極的な捜査を行うとともに、県民に対しましては、講話等を通じまして迷惑メールの対処方法を周知しまして、被害の未然防止に主眼を置いた広報啓発活動を行っております。

○前田憲秀委員 部長、何か原稿まで御準備いただいたみたいでありがたいんですけども、まず、これは私としても問題提起を強くさせていただきますというところしかないのかなというふうに思います。

先ほど、フィルタリングだとか、対策はいろいろ携帯会社でもあるんですけども、そのことで私の事例で言えば、今でいう防災メールだとか災害メールが来なくなるケースもあったんです。再登録しないといけないとかですね。そういうさまざまな問題があるのかなという気がします。

先ほど老人会等を中心にインターネットの悪質業者には14万枚のクリアファイルとあったんですけども、これは年齢層は多岐にわたるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそこはしっかり検討していただきたいなと要望させていただきます。

教育のほうでは、県下で、ある首長さんとも何回か懇談をする機会があったんですけども、もう田舎の首長さんです。例えば、中学生、低年齢化、いわゆるスマホ依存症を非常に心配していますという話もございました。この迷惑メールも含めて、いわゆる若年層にも全く例外ではないと思うんですけども、そういった対策みたいなのは何か検討はありますでしょうか。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

私どものほうで情報モラル教育というものに取り組んでございまして、スマートフォン、そういったものの利便性の裏に危険性もあるということで、学校や地域におきまして勉強会、研修会が開催されますので、その開催を積極的に働きかけますとともに、私どもの指導主事あるいは教育事務所の指導主事等が参りまして、講師として研修を行うといった活動を行っております。

また、情報モラル教育にかかります研修、モデル事業というものにつきましても、教職員向けに開発いたしまして、ホームページで公開して、教職員のそういったモラル教育の力量アップというものにも進めているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

校区の安全会議等でもよく話が出るんですけども、学校の先生方も夜とか休みでもよく出てきていただいてお話を聞いていただくんですけども、学校の先生にこのことをやっぱり徹底してほしいなんて言うと、また学校の先生の負担が物すごくふえるんじゃないかと思います。そういう意味では、先ほど紹介もあった家庭教育支援条例の中で、何らかの形で共有できないか、啓発できないかというものもぜひやっぱり検討していただきたい

などいうのを強く要望させていただきたいと思えます。

罰則強化に関しては、国あたりもしっかり言っていないといけないんでしょうけれども、先週も報道でありましたけれども、今、携帯、また、あと、フェイスブック、ツイッター、あと、ラインというんですか、こういったものでは全てアドレスというのが吸い上げられる仕組みになっているという啓発もあっていましたので、考えられないようなことがやっぱり今から起こり得るんじゃないかなと思いますので、そこはしっかり警察、教育のほうでも連携をして対策に取り組んでいただきたい、防止に取り組んでいただきたいということを強く要望させていただきます。

○高野洋介委員長 そのほかございませんか。

○松田三郎委員 簡潔にお答え、1問ずつちょっとお聞きしたいと思います。

警察本部は、生安部になろうかと思いますが、先般、テレビで、警察庁ですか、振り込め詐欺を、どうも新手の手法を何か言いあらわせていないということで、お母さん何とか詐欺ですか、余り定着しそうにないようなネーミングになりましたが、それを見ながら、ああ、熊本県には何か振り込め詐欺の条例があったなど、調べましたら、21年に、我々その当時勉強会をいたしましたので、覚えております。県民を振り込め詐欺被害から守る条例、これは21年でございます。その2条に、「この条例において「振り込め詐欺」とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう」、2項以降にこの定義が書いてありまして、今なかなか、あれから4年ぐらいたっておりますので、なかなかこのイタチごっこで、逆に取り締まり当局からすると、どんどんどんどん新しい手法が出てきて大変だと思っております。これ、

今の規定で全て捕捉できているなら必要ないかもしれませんがけれども、今後何らかの改正の必要性とかお考えかどうかというのを1点。

それと、教育委員会は、済みません、特別支援教育課長にお尋ねしますが、先般の我が党の甲斐議員の一般質問で、高校における特別支援教育というような質問なさいまして、ご存じのとおり、我が党も、ここ2～3年、特に、この特別支援教育でありますとか、いわゆる発達障害児者に対する家族を含めた支援というのに力を入れてきております。生まれてからは、就学前、義務教育、高校、あるいは大学、そして就労まで、そのステージに合った支援をしていこうというようなことをいろいろ研究はいたしております。

確かに、言われると、高校に対する我々の意識というのが非常に今まで低かった、前回の委員会でも課長にちょっとお尋ねをしまして、なかなか今の制度上、高校に対しては義務教育ほどの加配なり、支援なりがどうしても限界があるというような制度上のお話は伺いました。

ただ、もちろん、だからといって何もなさっていないわけじゃないと思いますので、ぜひ、義務教育なんかで言うTTとかいう話も余り聞きませんし、もしかすると、本当は高校に行きたいけれども、なかなかこれ、ちょっと全般的な生活等無理するんじゃないだろうかということで、御本人なり、保護者、もしかすると、大体特別支援学校にそういう場合行かれるんでしょうかね。とすると、本人の学習意欲でありますとか、進学就職にも大きく何か方向転換を図らなければならないというようなこともあるでしょうから、例えば、教員の研修は特別こういうことをやっていると、高校の先生ですね。とか、教材なんかはこういう工夫を副教材等々でしているとか、あるいはクラス編制なんかでこういったことをやっているというのが具体的に幾つか

——その特別支援学級をちょっと今の現段階ではつくれないのであるならば、何らかのそれに見合うというか、それに近いぐらいの、教育委員会として、こういった取り組みをしていますというのがあれば、この場でちょっと1つ、2つ教えていただければと思います。

○浦次生活安全部長 お答えします。

先ほど委員の御質問の案件なんですけど、これは警視庁が取り組んでいることでありまして、呼び名をより、いわゆる耳に入るような言葉で言いかえようかということで、若干手口あたりも変わってきておりますので、警視庁が取り組んでおります。

現在使っておりますのは、いわゆるそういう振り込め詐欺全般を特殊詐欺と言っておりますけれども、この特殊詐欺の中には、振り込め詐欺の4態様と、その他の特殊詐欺ということで4態様を区別して統計等をとっております。それで、地域の特殊性もあります関係で、熊本については、この呼び名については現在変更する予定はありません。

○高野洋介委員長 条例等に関しては。

○浦次生活安全部長 条例も特に改正する等の予定はありません。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

高等学校における特別支援教育の推進といったことについては、私どもも今の特別支援教育推進上の最重要課題と考えております。

昨年度から、高等学校に向けて、高等学校の校内研修等に専門家を派遣する事業、それから先進地あるいは先進校に視察に行く事業、そういったのを試行的に昨年度から始めまして、今年度から高等学校支援事業といったことで本格的に事業化をしております。

また、この6月の議会で質問がありました文部科学省の委託事業でありますインクルーシブ教育システム構築モデル事業、鹿本農業高校のほうにモデルスクールという文科省の指定を受けていただいて取り組みを始めていただいたところでございます。

このモデルスクールといいますのは、合理的配慮、ちょっと言葉が難しいんですけども、合理的配慮協力員という方を1人置きまして、その人が先生方へのアドバイスをしたり、あるいは生徒、保護者、教職員からの相談に乗ったり、あるいは学校に常駐しておりますので、授業を見ていただいて、そして発達障害、あるいは障害のある生徒に対する支援のあり方を放課後先生と打ち合わせをしたりとか——専門家から、外部から来てもらっても、放課後会議を開いてもなかなか現場のニーズに合った支援とか助言ができないんですけれども、学校に今、週3日ぐらい常駐しておりますので、自由に授業を見ていただいて、そして例えばA君という発達障害の子がいたとしたときに、そのA君に対する、やっぱり言葉かけとかあるいは発問の仕方、それが、こういうふうにするとわかりやすくなるのではなからうかとか、そういう実際の場面での支援がしやすい、そういったことを今始めております。

これは文部科学省のモデル事業で3年間取り組んでいただきますけれども、文部科学省のほうも、それをもとに、そこでのいろんな知見、その合理的配慮協力員という人がどういったことができるのかできないのか、どういった可能性があるのか、そういったことの事例を集積しまして、そして3年後に広げていくという考えを持っておりますので、我々も、この山鹿の鹿本農業高校のモデルスクール、そして山鹿市、昨日の新聞に載ってございましたけれども、山鹿市のほうで進められますそういったものをもとに、全県的にそういう取り組みを広げていきたいなと思っております。

ます。

やっぱり教員の専門性というのが一番課題となっておりますけれども、そういったところについても、いろんな情報提供しながら研修の充実を図っていきたいと思っておりますし、高等学校の校長先生方との面接も特別支援教育課のほうでやっておりますけれども、校長先生方の特別支援教育に対する意気込み、それも年々高くなっていくことを実感しておりますので、小中学校に比べると、スタートラインがちょっと遅かったこともありまして、課題もまだまだ残っておりますけれども、着実に今取り組みについては進んでいるというふうに考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員 ありがとうございます。

ぜひモデル事業というか、鹿本農高ですか、終わって国のほうも、終わってこういう検証をしましたので、後は県でやってくださいというような、たまにありますので、ぜひ国費で広がるようなことを期待いたしております。

それまでは、ぜひ我々も今先進的な取り組みの事例等を集めながらいろいろ研究をいたしておりますので、我々より情報量は多いと思いますので、熊本県に合った、そしてできることというのは、やる方向でどんどんどんどん試みていただきたいと思います。

ちょっともう1つだけ今関連しまして、数字は恐らくないとは思いますが、中学校を卒業して進学をしたいという発達障害児の方で、例えば普通高校に行かれる、普通コースに行かれる、あるいは特別支援学校に行かれる、あるいは私立のほうが多量柔軟に対応してもらえるかなということで私立に行かれるというのは、大体、課長の肌感覚でも結構ですが、どんなもんなんでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 先般12月に、文部

科学省のほうから、通常の学級に在籍する児童生徒について、6.5%という数が出ておりました。それを単純に中3の生徒で計算しますと約1,100人ぐらいの、1,000人を超える生徒が、高校、あるいは後期中等教育に進学していると考えられます。

それと、中学校の支援学級、そこでのいろんな学級はあるんですけども、特に自閉情緒学級というのがございまして、そこの生徒は必ずしも知的障害がない生徒でございますけれども、25年度入学の生徒につきましては、高等学校に63人、その学級の卒業生の約55%、自閉情緒学級については、2人に1人強が高等学校に進学しているという結果がございまして。

○松田三郎委員 ほかはどこに行かれるんですか。

○高橋特別支援教育課長 自閉情緒に関しましては、4割が特別支援学校の高等部に進学しております。

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○荒木章博委員 きょうは時間の関係で、私も2時5分で上京せなんもんだけん、教育長とちょっとやり合おうかなと思うとつたですけども、教育委員会選任の件で。9月議会でまたお話をせないかぬと思います。

最後に1つだけ。警察学校に入学をしてどのぐらいの——あれは大学、高校卒業によって学習期間が違うと思うんですけども、何名ぐらい落ちこぼれというのは、対応できないとか、こういう規律を守れないとか、コンプライアンスを守れないとか、そういうのは

何人ぐらい今いらっしゃいますか。

○黒岩警務部長 では、私のほうから。大体の数ということで、警察学校を途中でという者については、約10%から15%の間ぐらいが続いているということでございます。

○荒木章博委員 それだけ団体活動ができない、また、そういう体力的に無理だという、やっぱり10%、約1割が——それはもう高校も大学も期間は一緒なんですか、学習期間というのは。

○黒岩警務部長 学習期間は、それぞれ別でございます。大学卒業が6カ月、高校卒業が、最初のうちは8カ月になっております。

○荒木章博委員 やっぱり学生気分からこういう学校に来るわけですから、ある程度やっぱりその学習の中で、コンプライアンスとかそういう道德教育も含めて、やっぱり今後も指導をしていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○高野洋介委員長 ございせんか。

○木庭交通部長 先ほど委員長から要望がございました信号灯器のLED化による電気料の削減効果、今後詳細に検討しまして別途御報告させていただきますけれども、ちょっとデータを取り寄せましたので、ざっくりしたところですけども、電気料ですけども、信号機のですね、去年の分は今集計中でまだわかりませんが、一昨年でありますと、約1億5,400万円ということですよ。例年、大体1億5,000万円ぐらいと。

LED化による削減効果ですけども、いわゆる定周期式信号機、いわゆる普通の交差点についている信号機、平均しますと、大体

普通の電球式で10万円ぐらいかかります。これを全部LEDに灯器をかえますと、電気料は2万円ということで、8万円ぐらいの削減効果がございます。押しボタン式信号機、歩行者が押して渡る信号機ですけれども、これが大体1年間の電気料は1基1万8,000円と。これを、灯器をLEDにかえますと8,000円ということで、1万円の削減効果があるということでございます。

また、詳細につきましては、別途検討しまして報告させていただきます。

以上でございます。

○高野洋介委員長 わかりました。

○浦次生活安全部長 先ほど前田委員からの御質問で、補足説明が1個あります。

悪質事業者という説明ですが、これにつきましては、県内外等問わず、いわゆる電子メールを利用した脅迫ですとか、ネットオークションを利用した詐欺等と、これらを行おうとする事業者と個人を含みます。

以上でございます。

○高野洋介委員長 わかりました。

○黒岩警務部長 1点だけ訂正させていただきます。

高校卒業の初任科の期間は、10カ月でございました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、8月20日、火曜日、午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後0時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長